

令和 8 年 6 月 定例会
総務委員会審査報告書（概要）

総務委員会に付託されました諸案件について、去る 18 日に委員会を開催し、審査しましたので、その経過の概要と結果について報告します。

最初に、議案第 55 号 江南市市税条例の一部改正について審査しましたが、質疑もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決しました。

続いて、議案第 59 号（仮称）宮田東・藤里統合保育園建設（建築）工事請負契約の変更について及び議案第 60 号（仮称）宮田東・藤里統合保育園建設（管）工事請負契約の変更については関連がありますので、一括して審査しました。

今回のような事情で金額を変更する可能性は今後もあるのか、との質疑があり、今回の金額の変更は、令和 8 年 3 月 1 日以降に契約した工事のうち、8 年 2 月 17 日に国が公表した新労務単価ではなく、旧労務単価で予定価格を積算している請負工事を対象に、請負者の請求により新労務単価及び契約時点の物価で積算をし直したことによるものですが、今後も物価などが更に上昇する場合には、江南市公共工事請負契約約款のスライド条項の規定に基づき金額を変更する可能性があります、との答弁がありました。

議案第 59 号及び議案第 60 号について、それぞれ採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決しました。

続いて、議案第 61 号 特定都市河川浸水被害対策推進事業 古知野南小学校雨水貯留施設設置工事（週休 2 日）請負契約の変更について審査しました。

浸水被害軽減効果の算定根拠はあるのか、との質疑があり、増額の主な要因としては、旧労務単価で積算していたものを新労務単価及び契約時点の物価で積算をし直した結果、プレキャスト設置工とウェルポイント工が大きく増額したため、188 万 6,500 円の増額となったもので

す、との答弁がありました。

採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決しました。

続いて、議案第 62 号 はしご付消防自動車売買契約の締結について審査しました。

はしご車を広域的な応援で出動させることはあるのか、との質疑があり、応援協定に基づき他市からの要請があれば出動します、との答弁がありました。

現在保有しているはしご車と同等のはしご車を保有している近隣市町の消防本部はあるのか、との質疑があり、一宮市、犬山市、岩倉市、丹羽広域事務組合消防本部があります、との答弁がありました。

近隣市町の消防本部と出動の協定は結んでいるのか、との質疑があり、愛知県内広域消防相互応援協定をはじめ、近隣市町との消防相互応援協定を締結しています、との答弁がありました。

全国的に見て大半の契約業者が株式会社モリタなのはなぜか、との質疑があり、はしご車の導入実績は、全国的に 8 割から 9 割が株式会社モリタで、他の業者は、比較的規模の大きな消防の入札に参加している傾向です、との答弁がありました。

現在保有のはしご車と同等の車両を購入しようとした場合の金額と、今回の契約金額との差額はどの程度か、との質疑があり、昨年度までの他市町落札金額は、約 2 億 4,000 万円ですが、昨今の物価の高騰等を加味すると差額は約 1 億円になると見込まれます、との答弁がありました。

今回のはしご車の購入で、活動範囲が広がることで、より一層の市民の安心安全を守る活動を行ってほしい、との要望がありました。

採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決しました。

続いて、議案第 64 号 令和 8 年度江南市一般会計補正予算(第 3 号)について、各課ごとに歳入歳出一括で審査しました。

最初に、企画部企画課について審査しました。

第 7 次総合計画策定事業について、策定支援委託料の減額理由は何か、との質疑があり、7 者が参加した指名競争入札を行ったことが主な

要因です、との答弁がありました。

地域団体支援事業のコミュニティ助成事業交付金について、今後の申請予定団体の状況はどうか、また、新規の申請募集の時期はいつ頃を予定しているのか、との質疑があり、現在、宮後中区と安良区が令和9年度以降の採択に向け申請を予定しており、それ以降の新規の申請希望は来年4月に募集を行っていく予定です、との答弁がありました。

過去に申請が採択されたことがある団体の申請要件はどのようなになっているのか、との質疑があり、一度採択された団体は5年間申請できませんが、6年目以降には申請ができます、との答弁がありました。

一度採択を受けた団体も、5年経過後には再度申請できることを周知してほしい、との要望がありました。

次に、危機管理室防災安全課について審査しましたが、質疑はありませんでした。

次に、消防本部消防総務課について審査しました。

消防団運営事業について、今回導入する消防団員の高視認性活動服は、安全性や機能性が向上するものと認識しているが、具体的にはどのようなものか、との質疑があり、大きく変わる部分はオレンジ色の配色が多くなり、背文字に反射材が使用されることで、視認性が向上することや、オールシーズン対応生地で伸縮性も向上するため活動しやすいものとなります、との答弁がありました。

今まで貸与していた活動服の取り扱いはどのように考えているのか、との質疑があり、基本的には新しく貸与する活動服を使用しますが、洗い替えとして現行のものも使用を認め回収は考えていません、との答弁がありました。

貸与という名目があるので以前は古いものを回収したが、そここのころの解釈はどうなるのか、との質疑があり、現行のものは使用できるうちは洗い替えとして使用し、事実上2着目の貸与となりますが、そのまま貸与を継続したいと考えています、との答弁がありました。

貸与は基本的には新旧入れ替えるべきものと認識しており、現行のものを火災現場で着用した場合、安全性や機能性向上の意味合いがなくなることから、現行のものは回収すべきと考えるがいかがか、との質疑があり、検討します、との答弁がありました。

昨今、ヤフーオークション、メルカリなどで消防団員の活動服も出品があり、そのような懸念もあることから、新しいものを貸与するのなら古いものは引き揚げて、それを市で売却してほしい、との要望がありました。

次に、総務部財政課について審査しましたが、質疑はありませんでした。

採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決しました。

以上で、総務委員会の報告を終わります。